



総務省

資料 7 - 4

# 電波の利用状況の調査の見直しについて

2012年8月10日

事務局

# 電波の利用状況の調査の見直し

電波の利用状況の調査及びこれを踏まえた電波の利用状況の評価は、平成15年から電波法（昭和25年法律第131号）第26条の2の規定に基づき、周波数割当計画の変更など電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、毎年実施。

## 電波法参照条文

（電波の利用状況の調査等）

**第26条の2** 総務大臣は、周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね三年ごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（以下この条において「利用状況調査」という。）を行うものとする。

2 （略）

3 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価するものとする。

4 総務大臣は、利用状況調査を行ったとき及び前項の規定により評価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表するものとする。

5、6 （略）

## 調査の見直し

### 電波法の一部を改正する法律（平成14年5月10日法律第38号）附則（抄）

2 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、改正後の第26条の2の規定の施行状況について電波の監督管理の観点から検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 1. 電波有効利用の促進に関する検討会「中間とりまとめ」における方針

- (1) 調査内容・評価手法の深化、電波の利用状況の見える化を図る。  
なお、無線局免許人の負担軽減に配慮。
- (2) 総務省の電波監視システムを活用した電波の実測調査を評価手法として補完的に活用。  
なお、個人情報、機密情報の取扱いに留意。
- (3) 調査結果は、閲覧者が活用しやすいデータ形式で公表。

## 2. 見直し案

### (1) 調査内容・評価手法の深化

- ① 電波の利用実態をよりの確に把握し評価するため、総務省の無線局データベースを活用した調査、免許人に対する調査票による調査のほか、総務省の電波監視システムによる電波の発射状況調査を評価に活用。
- ② 現行の調査サイクル（3年）を維持しつつ、周波数再編を加速する検討、再編後の移行状況の把握の必要性がある場合などは、特定周波数帯を一定期間毎年度調査を行うなど、適時柔軟に調査を実施。

### (2) 調査結果の公表方法の見直し

調査結果を広く活用して頂くため、調査結果データを二次利用が可能な形式で公表。

### (3) 免許人回答手段の電子化

免許人の負担軽減等の観点から、現在、郵送のみの回答手段について、web回答又はメール回答の手段を導入。

### (4) 周波数区分の変更 ※「中間とりまとめ」にはないが、電波の監督管理の観点から実施

地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に伴い、電波の監督管理の観点から周波数区分を一部変更。

周波数帯	770MHz以下
	770MHz超3.4GHz以下
	3.4GHz超

714MHzを超える周波数帯は、携帯電話等の移動業務に利用されるため

周波数帯	714MHz以下
	714MHz超3.4GHz以下
	3.4GHz超

# 電波の利用状況の調査の見直し案の内容

---

## 現行の主な調査手法

調査方法		主な調査項目
総務省の無線局データベースを活用した調査	   無線局数等の基礎数値調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>免許人数</li> <li>無線局数</li> <li>占有周波数帯幅 等</li> </ul>
免許人に対する調査票による調査	   利用実態等の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用状況(通信量・時間)に関する項目</li> <li>電波有効利用のための導入技術に関する項目</li> <li>他の周波数帯への移行可能性 等</li> </ul>

+

電波の利用状況の調査等に関する省令（平成14年総務省令第110号）第5条第6項において、調査を補完するものとして活用することができることとされている電波の発射状況調査を、有効に活用。（その際、個人情報、機密情報の取扱いに留意。）

## 調査方法

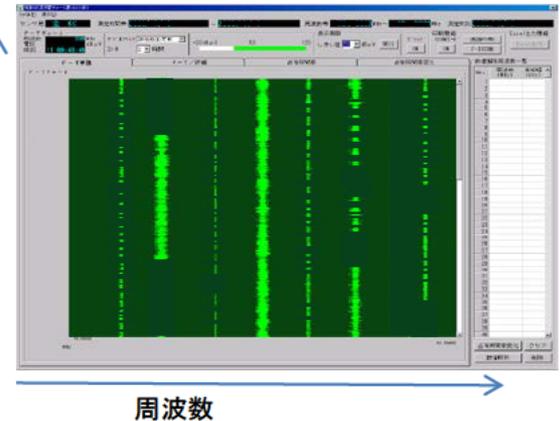
総務省の電波監視システムを活用した電波の発射状況調査

### 【電波監視システム】



●調査の案  
 各年度の調査対象周波数帯において、電波の利用実態を、書面調査と併せ、よりの確に把握する必要がある無線システム（例：携帯電話システム、MCAシステム、簡易無線システム等）について、全国11の総合通信局等の所在地（約半径15km程度）で、年間7日程度の実測を行う。  
 また、上記定点調査で適当なデータが取得できない無線システム（例：無線LANシステム、山間部の無線システム等）で、実測調査が必要な場合は、観測ポイントに向いて実測を行う。

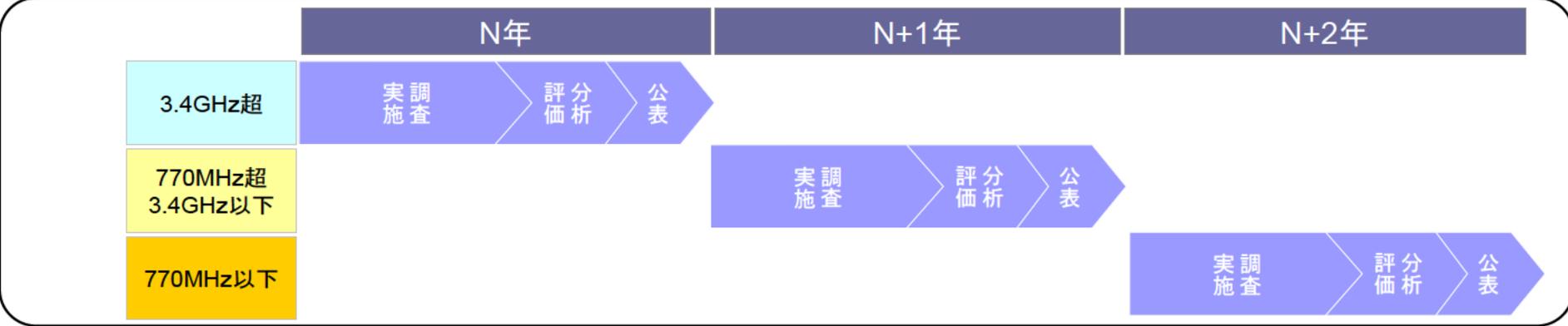
### 【調査結果のイメージ例】



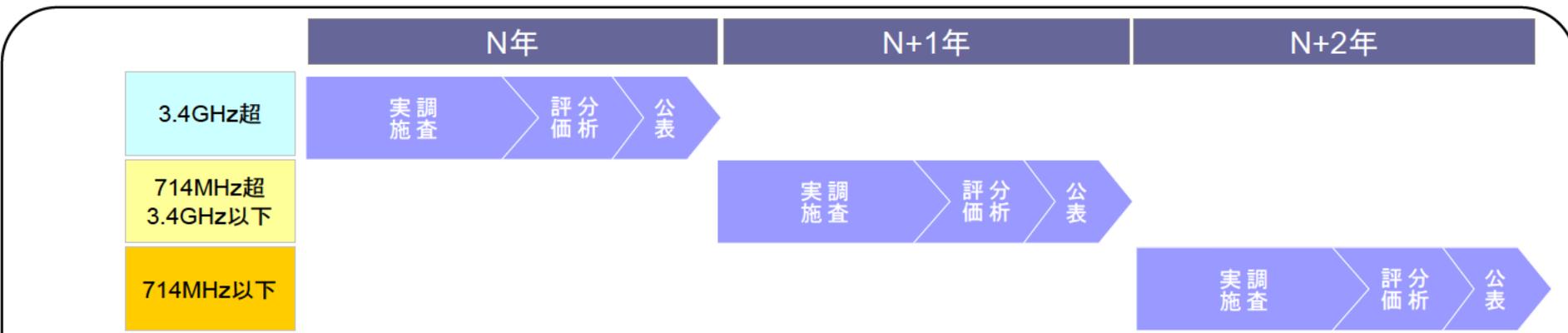
- 電波の利用実態をよりの確に把握し、評価に活用
- 電波の利用状況を「見える化」し、電波に対する一般的な理解の向上

# (1) 調査内容・調査手法の深化 ②適時柔軟な調査の実施

## 通常の調査サイクル



周波数再編を加速する検討、周波数再編後の移行状況の把握、周波数再編に向けた課題を把握するなどの必要があれば、一定期間、毎年度調査を行うなど、適時柔軟に調査を実施。（その際、無線局免許人の負担軽減に配慮。）



(一定期間毎年度調査の例)



## (2) 調査結果の公表方法の見直し

**現行の調査結果の公表方法** 総務省のホームページ上に、電波利用システムごとにPDF形式で公表。

(例)

電波利用システム名		●●無線通信										
1. 免許人の数												
① 免許人数 [単位:人]												
	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数												
(前回調査年度)												
2. 無線局の数												
① 無線局数 [単位:局]												
	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数												
(前回調査年度)												

このデータを加工して分析するなどの活用をしようとする免許人や国民の方々にとっては、扱いづらいというデメリットがある。



## 今後の調査結果の公表方法

■総務省のホームページ上に、調査結果データを二次利用が可能な形式で公表。

(例)

- ・ 数値データは、データ加工を容易とする形式で掲載
- ・ 項目別データの掲載 (例: 同一システム別、管区別、都道府県別 等)



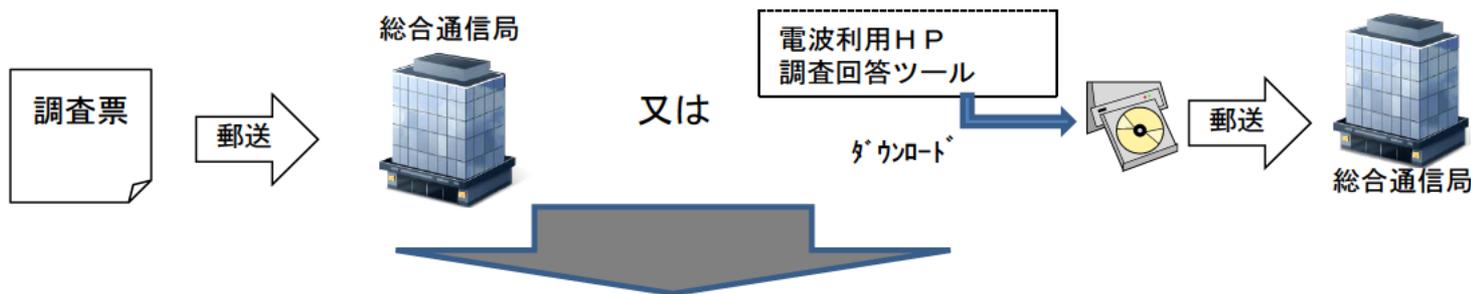
■調査結果が広く活用される国民にとって有益な情報資産となることを期待。

※ 平成24年7月4日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部で決定された「電子行政オープンデータ戦略」においても、「公共データの活用の取組を進める」こととされている。

### (3) 免許人回答手段の電子化

○ 免許人の負担軽減等の観点から、現在、郵送のみとなっている回答手段について、セキュリティや費用対効果に留意し、メール回答又はWeb回答の手段を導入。

#### 【現行】

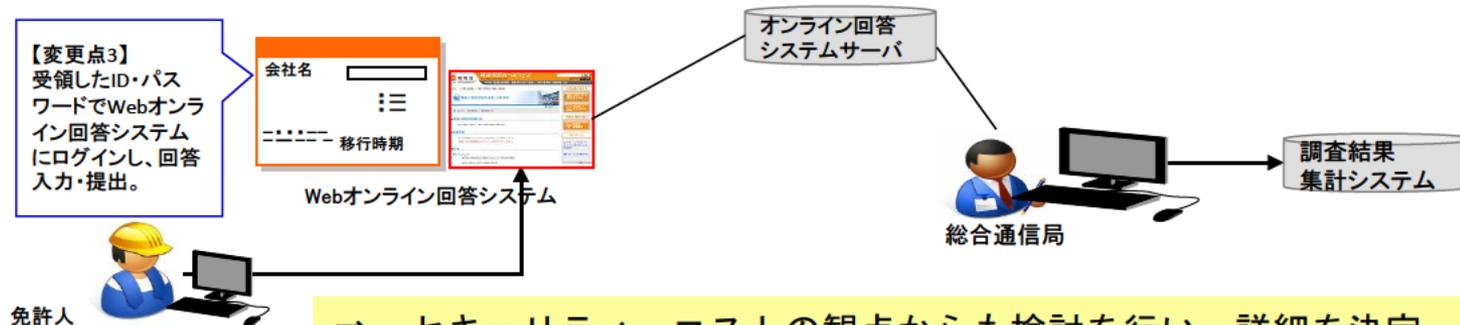


#### 【導入案】

##### ①電子メールへのファイル添付による提出



##### ②Webサイト上でオンライン入力した回答データの提出



⇒ セキュリティ、コストの観点からも検討を行い、詳細を決定

## (4) 周波数区分の変更

アナログテレビジョン放送の終了に伴う770MHz以下の周波数再編に伴い、周波数区分の見直しを行うこととする（電波の利用状況調査に関する省令（平成14年総務省令第110号）の改正）。

【現行】

- ①770MHz以下
- ②770MHz超3.4GHz以下
- ③3.4GHz超

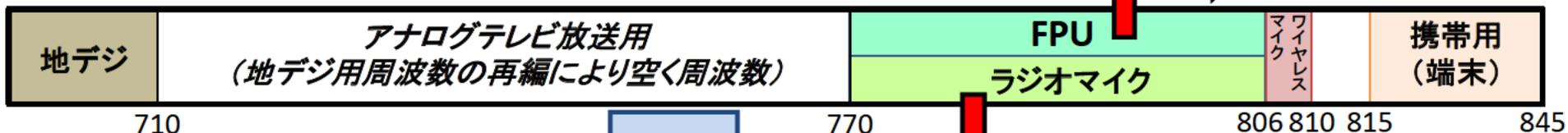
【改正】

- ①714MHz以下
- ②714MHz超3.4GHz以下
- ③3.4GHz超

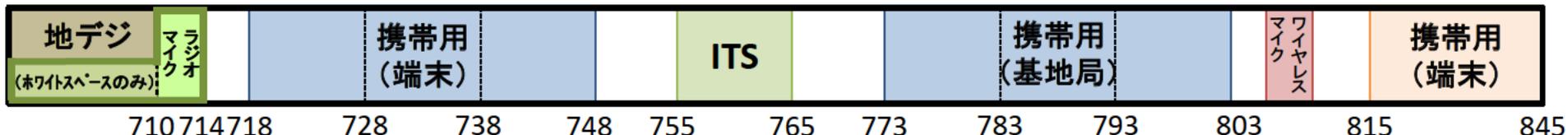
### 変更理由

- ・700MHz帯で利用されることとなる携帯電話のシステムについては、800MHz帯、1.5GHz帯及び2GHz帯で利用される携帯電話のシステムと同一の周波数区分に含めたほうが評価がしやすい。
- ・同一年度に他の周波数帯を利用する携帯電話のシステムと合わせて調査することにより、免許人の調査回答負担、行政側の調査発送負担等の業務の重複が避けられる。

【再編前（2012年7月24日まで）】



【再編後（2012年7月25日以降）】

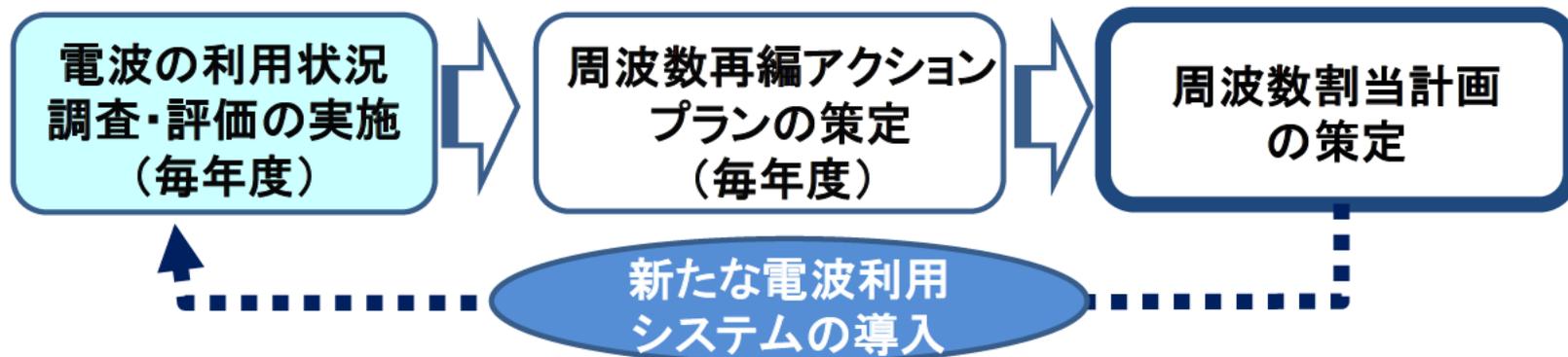


※ 放送用に割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数

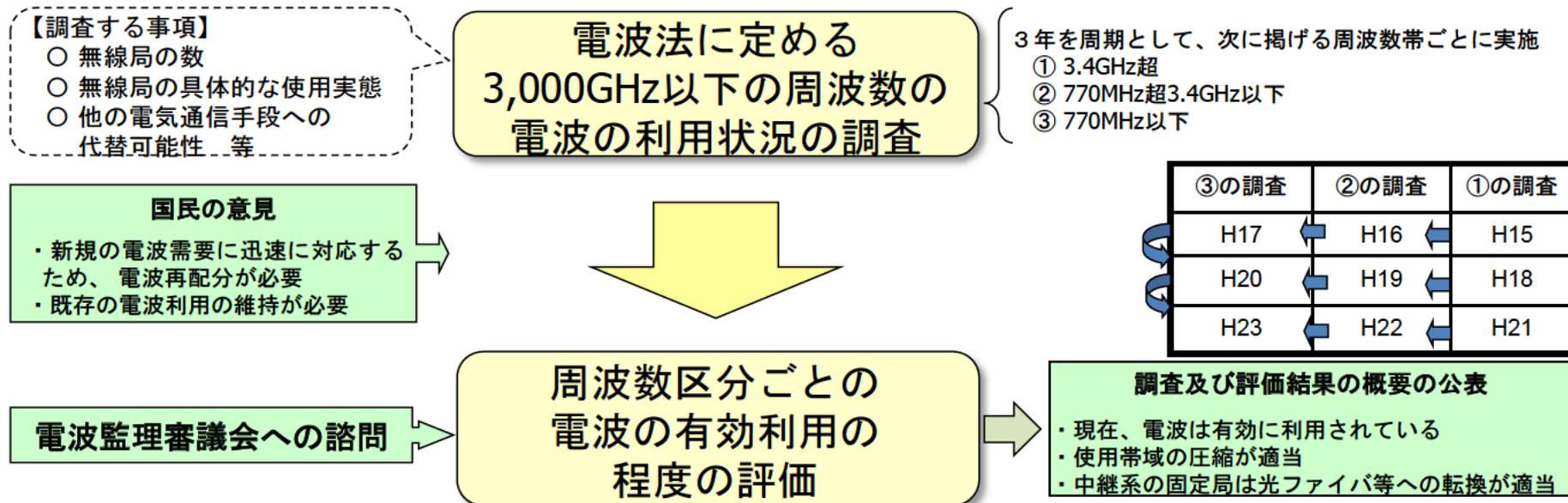
本年度中に省令改正を行い、平成25年度調査から、新区分（714MHz超3.4GHz以下）にて実施。

- 新たな電波利用システムが導入できる周波数を確保するため、毎年、電波の利用状況を調査・評価。また、周波数の移行・再編の方向性を示す周波数再編アクションプランを策定。
- この結果等に基づき、総務大臣が周波数割当計画を策定。

## 〈周波数移行・再編のサイクル〉



## 〈電波の利用状況調査の制度概要〉



## ～電波の利用状況調査の見直し関連部分～

### 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進

#### 3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上

##### (1) 電波行政の見える化の推進

##### ② 電波の利用状況調査の見直し

現状の調査及び評価は、無線局の数の調査に基づく評価が中心となっており、実体的な利用状況の把握・分析が困難である、との問題があり、パブリックコメントにおいても、「運用状況や有効利用の状況などの調査項目を詳細化すべき。」との意見があった。

一方で、実体的な利用状況を、書面調査の詳細化により把握しようとした場合、調査を受ける無線局免許人の負担が増すことになるが、その点については、「無線局免許人の負担軽減の観点から簡素化すべき。」、「現制度に問題はなく、現状維持でよい。」との意見も提出されている。

本調査の見直しについて、本検討会の議論においては、「免許情報をベースとした調査とともに、実際に現場で測定を行った電波強度や混信の調査なども取り入れるべき。」、「迅速な周波数再編に向けて、広帯域・高密度・長時間の周波数利用状況の把握をすべきであるが、第一歩として総務省の電波監視システムを利用状況調査に活用すべき。」など、「見える化」の一環として、調査及び評価の手段として、電波の実測を取り入れるべきとの意見があった。

また、調査の公表方法について、「調査結果のデータは、第三者が利用できる形で公表すべき。」との意見があった。

このような検討状況から、電波の利用状況調査の見直しについては、調査内容・評価手法の深化、電波の利用状況の見える化を図ることを基本としつつ、無線局免許人の負担軽減に配慮していく必要があると考える。

さらに、実体的な電波の利用状況を把握するために、どのような項目、内容が必要とされるのかを、「見える化」の検討と同様、個人情報、機密情報の取扱いに留意して、今後具体的な検討を進めていく必要がある。

これらを踏まえ、総務省の既存の電波監視システムを活用して電波の実測調査を行い、そのデータを評価手法として補完的に活用すれば、新たなコストが発生せず、無線局免許人への追加的な負担が生じないことから、実体的な電波の利用状況を把握する一つの方法として取り入れることについて検討していくことが必要である。

おって、調査結果の公表方法について、現状、総務省のホームページに公表されている調査結果は、閲覧者が加工するなどの活用をしづらいデータ形式での公表となっているが、これを活用しやすいデータ形式で公表することが望ましいと考えられることから、その具体化についても検討していく必要がある。